

平成26年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成26年9月19日（金曜日）

午前10時開議

邑楽町議会議場

第 1 請願・陳情

第 2 発議第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求め  
る意見書提出について

第 3 議員派遣の件について

第 4 閉会中の継続調査について

○出席議員（13名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員			

○欠席議員（1名）

15番	細谷博之	議員
-----	------	----

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
飯塚勝一	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
諸井政行	税務課長
吉田紳二	住民課長
相場利夫	安全安心課長
河内登	健康福祉課長
多田哲夫	子ども支援課長
大拙一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
半田実	商工振興課長
小島靖	都市建設課長
小島敏晴	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
神山均	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

小	倉	章	利	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

---

◎開議の宣告

○本間恵治議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時04分 開議]

---

◎日程第1 請願・陳情

○本間恵治議長 日程第1、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

最初に、岩崎律夫総務教育常任委員長。

[岩崎律夫総務教育常任委員長登壇]

○岩崎律夫総務教育常任委員長 総務教育常任委員会に付託された請願につきまして、審査結果を報告いたします。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願、請願第6号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と決まりました。

以上、報告いたします。

○本間恵治議長 請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第4号については閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は閉会中の継続審査と決定しました。

次に、請願第6号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第6号については閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は閉会中の継続審査と決定しました。

次に、大野貞夫産業福祉常任委員長。

[大野貞夫産業福祉常任委員長登壇]

○大野貞夫産業福祉常任委員長 産業福祉常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第8号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書につきましては、去る9月の16日、産業福祉常任委員会の中で慎重に審議を進めた結果、請願内容を妥当と認め、委員の全員一致をもって採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○本間恵治議長 請願第8号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論ないようですので、討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第8号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書について採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、請願第8号は採択と決定しました。

---

◎日程第2 発議第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の  
診断・治療の推進を求める意見書提出について

○本間恵治議長 日程第2、発議第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書提出について議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

大野貞夫議員。

〔8番 大野貞夫議員登壇〕

○8番 大野貞夫議員 発議第5号について趣旨説明を申し上げます。

産業福祉常任委員会に所属いたします全議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣に対しまして、意見書を提出する

ものであります。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、平成24年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、同年7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、これに対して早期に医療保険を適用すること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を着実にを行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に1カ所以上設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○本間恵治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第5号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○本間恵治議長 起立全員。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第3 議員派遣の件について

○本間恵治議長 日程第3、議員派遣の件について議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

---

○本間恵治議長 日程第4に入る前に、議会事務局より資料の訂正がありますので、お知らせします。  
小倉議会事務局長。

○小倉章利議会事務局長 申しわけございません。資料の閉会中の継続調査事項申出一覧の関係でございます。総務教育常任委員会の7番、「国民健康保険事業について」の次に「後期高齢者医療について」という項目を追加を願いたいと思います。委員会のほうで決定しましたことを事務局で落としてしまいました。追加をお願いして、訂正いただきたいと思います。申しわけございません。よろしくお願います。

---

#### ◎日程第4 閉会中の継続調査について

○本間恵治議長 日程第4、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本間恵治議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

---

◎閉会の宣告

○本間恵治議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了いたしました。

以上で平成26年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力をいただき、ありがとうございました。

〔午前10時16分 閉会〕